

披沙揀金

十一

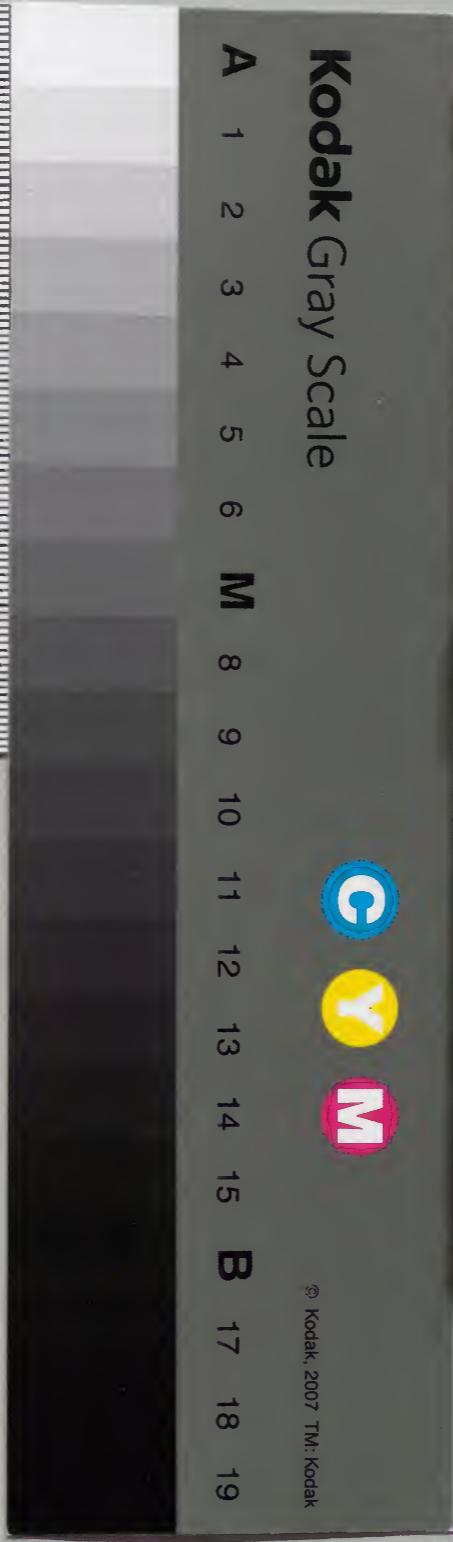
竺

共廿四

庫	文	閣	內
一五九	三三二	和	
函	天九		
四架	冊	號	類



內閣文庫			
番號	和	33169	
冊數	34 ( 11 )		
函號	159	60	





南 234



披沙揀金卷第十一

治政勢況此事



功  
雑記

一  
或時

大神君の御事奉行礼を誥也坐の折々しつまもいふ事  
ふ事い折々し上意いり依るるもあやうも折々い事







と死罪はなすべし流罪せしむるもの多し既目には案  
の子ありとも是れは相違ひなきなり人質をとりては

との序事 武功 雜記

一 家康の御代世上盗人多く搦めいさしけり然るに  
強盗は棟梁ありて一人を捕ふる共名を大草履組と  
よより由穿鑿はまはけ類の盗人は皆小草履の鼻緒を  
仕り相違ひ定るべし白状に御代は言上なるべし  
家康の御意はまはけ小草履組より盗人多し御代

則彼盗人を拷問して其の事を知り小草履組より組は  
常の草履より小くしりし中身の許はゆる是を相違ひはれ  
白状にあり大草履の棟梁を自明とせしむ草履は成二組  
ともはあはれざる報初の事あり九人の及ぶるは智ある

名將名 言記

一 家康の御代世上盗人多くあつたはりしに  
死罪はなすべし流罪せしむるもの多し既目には案  
人よ委細尋ねんべし死斬罪は及ぶるに等者多し



家康の用意は日類多し盗人成敗しつゝつらうと云仰出  
 付意おろけしぬりりりよるいおの盗人に同類一尋りつゝあま  
 いまいせつ一尋りゆりやよけさし重し上意より早く成敗  
 してしつゝやうは軽き罪人に早く教せし強は日類より  
 怒む日頃の悪事も止るものありやうは根葉を絶て強  
 いつゝ人の種者つゝは難人の皆同し事あり但根葉を絶  
 て教せしつゝは又別の強むつゝは仰出より則罪はつゝれ  
 りまいつゝ後取て盗人もる一是名取の思ふありと感

くつゝ行る所

名将名言記 ○按とらふよら、は仔細ありあつた松平仔細も信綱も  
 信綱は慶長元年の生れとて改を執り、大猷院殿の時あり

さし他の語あり  
 る一始に疑ひを存

一 板倉伊賀守諸司代の時京より駿河へ参り京の事ありと云

い

神君を仰出ごまほの悪人にあつたおいそのお一人を助け  
 千人を教せしありはわつゝやほつゝも仰出る  
 記 永日

一 慶長四年京都より日蓮宗の儒徒仲間より不  
 施の事論あり伏見の陣城へも双方たよれよ強訴よ及いし



とも其節大坂より仲間人少くもなきことあり

内府之伏見へ由呼登せし威儀儀をいよいよ舟出裁許由延

引の船西の丸へ由移り移りゆも舟双方の事人た大坂へ

下下阪へ由穿鑿を其後双方とも西の丸へより出裁許

を仰出らば大佛供養の旨一宗の内より同列の由座を施物

等受納るは儀よたのてい宗門の法義する旨を中上れに

共通の儀あり秀吉卿薨去の節お寺お山の任職して

納経の禮の儀をも相考割へ配分の由施物等をも受納る

仕ふといふ國恩を知りて儀を極むるの罪あり

さあうの事を日中の地も是をへきなりけり仰りて

悉く遠鴻を仰付ゆとあり

落穂集

一 権現様駿河へ舟入國の節親を教へるものあり其科のれ

る事あり

権現様より出裁許あり(きよ)ありて舟の親ころへ由尋

むるにきよ人へるもの親を教生つてきよ手といふ

合ふてきよ手といふもの親を教へるもの



かへりしやうし其のけしきもあまやへしと仰るも不波のり  
こまのいふまよきものゆく勿辨るく親を教へりしきやうに  
なくゆゑもあはれつて底付の御老妻はゆよを行くお果か  
やうの是非もあまやう第に世にゆよへりしきよはなすし  
唐もまへに返放仰付られり或人評しりしき重科の出  
生に國政のりしきあまやう今かゝる親を教へりし重科の  
死にことの出するに我は是のあまやう不世の死と思はる  
ゆゑ斯のゆく仰付られりし御賢者のほろを案ししき

ありし揖斐守の御入道頼通のりしきあり  
校合  
雜記

一 駿河の門嶋田の代官兼貞米林の上を高のせりおきり取  
其のりりの出目の本を私物に仕ゆる百姓も迷惑あり

家康様出通の時由目安を先上りし聞は達し由藏の口を  
早くゆよのりしき世に藏のゆく此壁に切明米二三俵ゆよせ  
ゆよの毛種をゆよせ其よとゆよせゆよのりしき百姓  
ともゆよのりしきと嶋田代官切腹を仰付り其以我言通り合  
換子うけしゆりゆいしき

削見集(一) 按きりしき此書松平周防の藩士石川  
平左衛門の西の記ありゆよのりしき我言といふ西の記あり



一 権現様駿府より彦彦遊り節に戸表より由用へ後より古井大炊

政系より政政地延向の旨よりおろし由表浩より出由の旨

或夜大炊政の仰より今以園東筋よりおろし新田をひきよ

州より由年より成出の旨より大炊政より承より旨の旨よりおろし

かゝし新田の場なりと之より由政の用發仕り旨よりよし

二二万石よりおろし新田一町より由承はよりおろし其方より如何不

存出よりよし言遊りし大炊政より承二二万石よりおろし新田の出

由よりおろし後より後より由彦山よりおろし其方より由彦山より

の後より存と由彦山よりよし

まゝ古田の場より永荒より成り接りし方よりゆるりいつれも如何

可存より仰よりよし

悔きより後より由彦山よりよし

権現様由笑より遊りかゝし作りし其方より新田の出承りたるは

悦い古田の永荒と成り接りし方よりゆるりいつれも如何

いらしよし大炊政中よりおろし由彦山より古田の儀より

成程大炊政は新田の儀より古田の場よりおろし其方より



開發いゝせむり堤川除の山雲の彼より物入の掃き  
作分丈史は仕古田の掃ききくわりのの慶よりときよし  
きくわりの山雲の彼より今宿大夜を執居る作分と彼後を  
古知の物入を入るる心算をいも人よりの掃き  
物入の掃ききくわりの掃ききくわりの掃ききくわりの  
まにたまにふくむの物入の掃ききくわりの掃ききくわりの  
いゝの掃ききくわりの掃ききくわりの掃ききくわりの  
そつりいゝの掃ききくわりの掃ききくわりの掃ききくわりの

重なるか或は彼後をいれよとていゝ掃ききくわりの掃き  
かのいゝの掃ききくわりの掃ききくわりの掃ききくわりの  
を悔る管を仕つて向後のまにたまにふくむの掃ききくわりの  
掃ききくわりの掃ききくわりの掃ききくわりの掃ききくわりの  
まのいゝの掃ききくわりの掃ききくわりの掃ききくわりの  
いゝの掃ききくわりの掃ききくわりの掃ききくわりの掃ききくわりの  
て掃ききくわりの掃ききくわりの掃ききくわりの掃ききくわりの  
いゝの掃ききくわりの掃ききくわりの掃ききくわりの掃ききくわりの



越後を以て上り下り付くは城のしるべきは其初二三万石斗し元  
中由舊年大名元々其人由是改元の中より一人其外由夜を  
の元一由人石相法の儀より由前向石首尾より其居由元中由夜  
かゝる御付する面も有るまゝに其月より院后を御付する  
をよりしき由の儀ははる元中かゝるまゝに由の儀は  
秀忠將軍様より

大市町様の上意より人有り由の儀はの外由一切由用し其將

由より  
駿河 土産

一 家康公御着す時より石はしる遊留の侍中かゝる由相法を  
仕ても由見物あるは儀もまゝ大形の由違ふとい由聞とら  
かゝる儀もははれに一段と由きと仕よとらとらとら  
としおまても由道のありしは儀も又い事の首尾も合なる  
指すよ付して殊外由儀之遊もれ苦もまゝは此かゝる儀も  
度は是にわりのりるもより是よ付大坂後の由陣由勝利の後  
二條の由城をたして大坂城中に在りし二宿勤も由後を  
關東より能存くる同國の侍由旗も有るを石由し由尋



遊さるる刻に病事とさうたる中上総國高野臺合戦の  
後をP出て自分言名仕振るをPよる

家康云聞ふに暫く由考あまじく仰出さまじらるる其方  
永祿高野臺北條氏康五十家内分る息氏政二十六七  
さう此時の後あるへし物さし其方事其合戦の刻々  
四五策の時あらん不都合千方ある事をPよるふとこ  
退し仰出さるる其顔色二目と見上り事とは難き後  
其以後はよ意もさう此備あらるる後をPよる一人

七家中よむこに諸旗中の風俗まき悪くある思ひり重し  
の仕是より仰付よるよ意あり物さしとも万事は用指し  
此事多初より由延引の内よ次の年四月由他界より其後  
由沙汰いながらしるる安藤常刀物振る

岩洲旅  
話別集

一 京都大佛殿炎上の以後秀頼卿の由母儀没後より江戸由  
へ由内くを以て頼山陽京都大佛殿中言さるる由儀い秀頼  
より再興いられ候より既其沙汰よ及由和よ受負り  
物師よ此不測法を以て形より出火いり以て前より有る



とては焼失よ及いひの付秀頼建之の威うぬゆる關東より  
此合力を及度由の付江下表よなりしては彼も相續る  
有る幸い其席は用へ候ふ付中多佐渡も驛府へも表紙  
ゆふ付

大内前様の由聽も由違りありよと有る驛府よなりしては用  
の序佐渡も右へ表紙をさすよ

権現様を仰出に及後候は母候も有る將軍もいよいよ年  
よきいりあり其方あるのよと年よきいりある節も手候

を我々(一)云はせは依りては御法のかきりては候ありとの仰  
よしよとては佐渡ももたまよと感いしては若知はまきよ  
仰出に其言をかよとてとる旨いしては尼と南無の大佛のよ  
聖武天皇の勅額を以中宮堂よと建之りてはなるの候  
あり物も和ら涼平の丸あいの席平中佐重衡を火を放  
くよ付堂焼失よ及ふよあり物もなるとは時の天下取の候  
あり右大内頼朝より建之ては後意坊と西行  
法師と心を合せ諸國を勧進して建之を遂ぐるよなり



聖武帝初彌の大佛殿を造り頼朝がまゝしる事申し見  
 えりまゝしてや京教の大佛殿あり大僧秀吉の抄教を  
 依り建之りて造らる依りし親父の志を頼之り秀頼此  
 建之可き一松別將軍より授けて事多し何れも  
 より其方のアへゆりゆり將軍へ可り事多しよ言て同く  
 之仰出ら其大佛の事とてうは限もあてて日本國中  
 ら古來よりゆ緒之堂社佛閣より一教限りし言て依あり  
 其由緒を造りいひ之れを悉く取上げ修復建之しる可付

出して石叶のふりまゝいさへりて幾重も用持助兼る  
 可有依りまゝしてや大小の寺社を新に建之る  
 有依り必以之畫の事ありと將軍へ達年考も  
 能く申せしやうよとよ意を辨ゆらる  
駿河 土産

一 唐人と日中人との事日中人は縁者親類多唐人は仰希  
 許を便ははる事を政とのよ意とて唐人を引成ゆ  
 日中の中に入り候の事なり  
紀伊國 物産

一 権現様上の意は一は加増新築二は諸大夫三は御書院番へ







家康の聞取松の木の如何なる餘の木をうへよと仰らるゝ  
聞はまりて權をうへよと受けぬり此塚こそは權を  
うへよとされし田舎まで一里塚の權をむるひりや  
そのと公はひふ今も其權の木をうへ付るとあり  
武家  
秘録

一 權現様殿八列陽順部の時後藤は仰付し信をて七郎物  
成りとも平の物仕者一人關東へ下させし度より仰  
らまはるゝ後藤家より不系山御は後藤庄に席しと  
と中尾山御は御意に入部野田供をも仕上意し我

天中を取し其方の何ぞあると仰はるゝ席の中は  
やうゆり黄金を四の切印をのり天下に成りしとせ  
る通用能くんとし上より天下最に後今の小判出  
るゝ其頃まで大判とあり小判とあり是れ小判の記  
其後小判を四の切一分出るとあり  
又古  
撰

一 小田原氏政滅亡後關東八列秀吉より  
家康様より其年木立江戸目由度由事共絶せし先  
年關東へ入國の時信濃并北三河遠江駿河甲列信濃



五箇國の所大石丸の内へ

家康様より分引紙中造作入用望次第より金子澤山より

五箇國の所大石丸の内へ

丸多くと持出の上より大石丸内付合の折へ出物迄

家康様内自慢と成ゆへ也近習礼物迄連へうけらるり

ゆけるやうの所は並むへ所代へ目出度事奉と重りゆく

聞見集

一 右箇の時代までとねなこいへとねなこいへとね國々より

京へのはつ根子よりへりゆへは御師よりとる手石の金をせり

付色を見へ南療へとねへん同よりゆき殊外より入

諸人迷惑仕共國も注意とていへるいへ人令見御付

此今の一取判のありよりと判は仕はるいへ戸迄より

國へい用ゆへと此今の中よりと取版はまうゆりてる自由より

此度ゆける其以後

御所様天下の志つめと成右と仰付は判を之用と成後

藤判光次より仰付ゆへ京へがう大いへ合々の取版も是より



中其後一處を四川より一分判をも仰付自由より  
ゆりて悦ぶ

仰祈様湯之丈云仰付諸人悲れを感へりまじり

聞見集

一 關八州

家康様由願知の時由徳代の也大名元家老を毎年正月  
毎の江戸へ之由裁年御付由益を正月に申由由家中  
より岡田竹倉助大丈忠之侍又其由我等以上の人より

進いしる 聞見集

一 奥州會津發向陣觸り出由節

家康公へ秀吉卿より其許より是より由國替府  
家中の上より定て取込へ存るは依り奥列陣由軍役  
をいり用控致し由る由出陣も及り由も前只今まで由廣  
知をよやくも明渡りし跡は移り替り此面より由收領の  
障りもし成て申由り及中候あり進滞之より由由  
由りし由をの由りより付







大神君自將討之速下

大神君之開幕府也遣永井直勝就幽齋細川玄首尋

前代柳營之禮儀故事蓋是欲損益隨時也

羅山文集  
永井直勝

碑 銘

一 伊豫初著庄中頃より云出庄の如し

大猷院様伊弉生伊祝の附慶長九年より又著庄定りり

真田陣以後牧野右馬允忠妻より九年まで在番仕在立り右馬

允著庄の松子能て存とて云考右馬允ハ切腹をも云仰付り

く存に戸へ孫裁り布る存の外著庄の候伊尋別著庄に仰

付り此時牧野佐渡も祖父心城もも云出り今の中福初

り候云と慶長十二年より始る 別本當  
代記

一 慶長十六年閏二月二十日塙新後も忠俊の家臣塙監物と其弟

丹後と兄弟幸論よ及り方々を忠俊の二門中此出入内

より事名跡して云候の由裁許し成るをいひ候後身工

ふもて相障り有り程々取扱ひ見れり今も丹後承引

居仕して終り駿府へ兵出



大所所様へ此所中より付て今日所城へ坊見并をよき事出  
諸事行を始り諸大名列座の中をいいて兄弟對決に及ぶ  
時、丹後云上致し、此監物後國に有て私曲を撰へ降去  
法華の出家をて私に宗論を考致是を判以て降去  
宗の傍十人の繩をかけ殺害仕り首を中付。

大所所様此障子を隔らまはせ、此障子の自り障子を  
開き、其に撒探悉くして、仰出、其宗論の是非を以  
正し、此何者よりか、此不審者より、此監物殿、智者を以

其是非を以て正し、非分の言を仕置し、中付ゆとあり、まほし  
しよ、まほし、宗論と有、天下の大禁あり、此を以て宗論を  
致させ、其言を思て、此是非裁以て、して度、準し、し、ゆ、つ、  
教害致し、條之、此道以の、不唐め、此一事を、以て外事、い、事  
ら、る、及、と、有、仰、ま、し、此障子を、ま、せ、し、ゆ、付、監物、有、云  
事、必、最、上、出、形、多、へ、此預け、此後、古、候、家、臣、其、の、事、論、を  
相、疑、る、候、事、入、不、在、成、不、志、量、し、て、後、國、教、の、ま、ま、と、い、成、し  
是、れ、く、し、と、有、て、此、後、の、願、地、を、ま、右、放、岩、城、に、配、流、を、仰、付



丹後候に其罪ありし由りともむ万石の願地を古放信列代  
内より新よ三万石を申すより申す事系よ仰付ゆとなり

落穂  
集

一 慶長十九年甲寅十二月廿九日傳長老南光坊僧正出御前  
信乗院御目見知恩院之八宮大覺寺御門跡一乗院廣橋  
大納言三條大納言御對面捧目錄七ヶ條正月第會事白  
馬第會事踏歌事官位事准后親王位階事以下云云仰  
曰是無其古今異同之分考律令格式自駿府可被仰越之

由被仰出 駿府記

一 大坂表の儀持明

西川所儀事系内生事由親式にお冊ゆり付通日驛河に下へ  
還而て是遊有仰是初初事やらん

將軍様より仰老申方を以由伺い遊由儀方より二條の御城へ  
伺ふ事致ゆい仰希い申出

権現様由申す事仰聞ゆい申今まての儀粗おしより有る事  
万石の儀



將軍より相後につまじゆも、お蔭の返答も及らぬあり、自今  
以後の依り大細事なれり。

將軍の了管次第よとて、成るのみ、駿府へ相後も及ひ、  
さき此よ、あつし相後して、中、執りとも、其挨拶も及ぶ  
まゝ、まゝ旨

將軍も、は、極、極、遠、つ、の、ま、じ、や、う、お、公、坊、は、や、う、よ、と、仰、渡、の  
と、あ、右、の、通、り、の、よ、ま、え、付、其、後、の、依、り、は、た、者、も、な、り、し、相、替、の  
と、仰、出、る、と、な、く、い、ま、い、は、に、下、り、申、中、方、も、駿、府、の、申、中、方

まゝ、自分、まゝ、せ、り、い、い、く、よ、ま、り、よ、り、し、海、の、ま、り  
駿河 土産

一 源君遠、列、天、方、よ、な、り、て、天、野、宮、内、在、り、し、遇、て、先、づ、く、ま、  
近、習、僅、七、人、之、類、の、働、か、し、て、窮、難、を、免、せ、給、つ、り、し、の、時  
より、諸、士、の、二、男、二、男、仕、力、の、者、を、と、出、し、し、軍、陣、ま、り、し、馬、廻、り  
は、相、後、へ、是、を、小、十、人、と、名、け、し、信、玄、も、隨、々、二、十、人、謙、信、も、二、十、人  
あり、古、い、に、成、義、負、皆、抱、り、  
碎玉 詰



